

別記様式

事業実施年度	自平成24年度
	至平成28年度

カホク

河北団地地区防災集団移転促進事業計画書

都道県名	市町村名
宮城県	石巻市

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要

1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
河北地域 マガキ 間垣地区	m ² 12,171 (9,775)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	戸 19	戸 19	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水5mの津波に襲われた。 よって、今後の津波の発生が、住民生活に大きな影響を与える危険性があり、住民の居住に適当でないと思われるため、防災集団移転促進事業を実施し安全な地区への集団移転が必要である。
河北地域 カマヤ 釜谷地区	37,741 (32,125)	同上	48	48		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
河北地域 ナガツラ 長面地区	57,930 (45,297)	同上	67	67		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
河北地域 オノサキ 尾崎地区	23,296 (21,047)	同上	32	32		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水5mの津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 ナブリ 名振地区	2,279 (2,037)	同上	8	8		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 フナコシ 船越地区	8,891 (7,571)	同上	22	22		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7m以上の津波に襲われた。 以下、同上。

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 アラ 荒地区	m ² 542 (542)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	戸 1	戸 1	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水11m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 ハザカ 羽坂地区	744 (744)	同上	2	2		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 クワノハマ 桑浜地区	681 (681)	同上	1	1		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水10m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 タチハマ 立浜地区	1,476 (879)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水10.0m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 オオハマ 大浜地区	2,182 (1,501)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水19m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 オジマ 小島地区	2,050 (1,671)	同上	5	5		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水10m以上の津波に襲われた。 以下、同上。

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 ミョウジン 明神地区	m ² 5,560 (4,330)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	戸 13	戸 13	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水11m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 イセハタ 伊勢畑地区	12,697 (9,098)	同上	28	28		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 シモオガツ 下雄勝地区	11,963 (7,873)	同上	22	22		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 カミオガツ 上雄勝地区	11,067 (8,261)	同上	30	30		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 コブチ 小淵地区	5,261 (4,514)	同上	12	12		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 ミソサク 味噌作地区	10,259 (9,727)	同上	36	36		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 オリシタ 折下地区	m ² 1,223 (867)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	戸 4	戸 4	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 テラ 寺地区	4,624 (4,287)	同上	7	7		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 フナト 船戸地区	4,890 (3,211)	同上	8	8		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水15.5m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 カラクワ 唐桑地区	1,614 (1,485)	同上	4	4		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水12m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 ミズハマ 水浜地区	5,221 (4,150)	同上	11	11		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水11m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
雄勝地域 ワケハマ 分浜地区	3,300 (2,905)	同上	8	8		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水10m以上の津波に襲われた。 以下、同上。

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
雄勝地域 ナミイタ 波板地区	m ² 170 (170)	区域の告示時期は 平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の 用に供する施設を建設してはなら ない。	戸 1	戸 1	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水12m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 オオムロ 大室地区	1,429 (1,429)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水12m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 コムロ 小室地区	1,109 (1,109)	同上	2	2		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水9m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 シラハマ 白浜地区	612 (612)	同上	1	1		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水12.0m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 タテガミ 立神地区	1,233 (1,233)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水9m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 ツキハマ 月浜地区	1,298 (1,298)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水11m以上の津波に襲われた。 以下、同上。

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
北上地域 オッパ 追波地区	m ² 2,408 (2,408)	区域の告示時期は平成24年12月1日 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建設してはならない。	戸 4	戸 4	戸	当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水7.0m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 カマヤザキ 釜谷崎地区	1,784 (1,784)	同上	2	2		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水3m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 ニチョウヤチ 二丁谷地地区	989 (989)	同上	2	2		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水3m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
北上地域 ハシウラオオス・ギョウニンマエ 橋浦大須・行人前地区	2,214 (2,214)	同上	3	3		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水3m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
本庁地域 フッキウラ 福貴浦地区	511 (357)	同上	1	1		当該地区は、東北地方太平洋沖地震により浸水10m以上の津波に襲われた。 以下、同上。
計	241,419 (198,181)		419	419		

- (注) 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。
(位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。
(区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。
宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）
宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）
農地 …緑（公有地の場合は緑斜線）

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
河北地域 間垣地区	戸 19	(18) 19	世帯 19	(18) 19	人 40	(40) 40	
河北地域 釜谷地区	48	(48) 48	48	(48) 48	110	(110) 110	
河北地域 長面地区	67	(66) 67	67	(66) 67	201	(201) 201	
河北地域 尾崎地区	32	(32) 32	32	(32) 32	99	(99) 99	
雄勝地域 名振地区	8	(8) 8	8	(8) 8	15	(15) 15	
雄勝地域 船越地区	22	(22) 22	22	(22) 22	46	(46) 46	

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
雄勝地域 荒地区	戸 1	戸 (1) 1	世帯 1	世帯 (1) 1	人 2	人 (2) 2	
雄勝地域 羽坂地区	2	(2) 2	2	(2) 2	7	(7) 7	
雄勝地域 桑浜地区	1	(1) 1	1	(1) 1	2	(2) 2	
雄勝地域 立浜地区	3	(3) 3	3	(3) 3	10	(10) 10	
雄勝地域 大浜地区	3	(3) 3	3	(3) 3	7	(7) 7	
雄勝地域 小島地区	5	(5) 5	5	(5) 5	10	(10) 10	

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
雄勝地域 明神地区	戸 13	戸 (13) 13	世帯 13	世帯 (13) 13	人 33	人 (33) 33	
雄勝地域 伊勢畑地区	28	(28) 28	28	(28) 28	75	(75) 75	
雄勝地域 下雄勝地区	22	(22) 22	22	(22) 22	66	(66) 66	
雄勝地域 上雄勝地区	30	(30) 30	30	(30) 30	94	(94) 94	
雄勝地域 小湊地区	12	(12) 12	12	(12) 12	32	(32) 32	
雄勝地域 味噌作地区	36	(36) 36	36	(36) 36	99	(99) 99	

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
雄勝地域 折下地区	戸 4	戸 (4) 4	世帯 4	世帯 (4) 4	人 9	人 (9) 9	
雄勝地域 寺地区	7	(7) 7	7	(7) 7	19	(19) 19	
雄勝地域 船戸地区	8	(8) 8	8	(8) 8	20	(20) 20	
雄勝地域 唐桑地区	4	(4) 4	4	(4) 4	9	(9) 9	
雄勝地域 水浜地区	11	(11) 11	11	(11) 11	31	(31) 31	
雄勝地域 分浜地区	8	(8) 8	8	(8) 8	19	(19) 19	

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
雄勝地域 波板地区	戸 1	戸 (1) 1	世帯 1	世帯 (1) 1	人 1	人 (1) 1	
北上地域 大室地区	3	(3) 3	3	(3) 3	8	(8) 8	
北上地域 小室地区	2	(2) 2	2	(2) 2	8	(8) 8	
北上地域 白浜地区	1	(1) 1	1	(1) 1	3	(3) 3	
北上地域 立神地区	3	(3) 3	3	(3) 3	5	(5) 5	
北上地域 月浜地区	3	(3) 3	3	(3) 3	9	(9) 9	

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
北上地域 追波地区	戸 4	戸 (4) 4	世帯 4	世帯 (4) 4	人 18	人 (18) 18	
北上地域 釜谷崎地区	2	(2) 2	2	(2) 2	7	(7) 7	
北上地域 二丁谷地地区	2	(2) 2	2	(2) 2	6	(6) 6	
北上地域 橋浦大須・行人前地区	3	(3) 3	3	(3) 3	4	(4) 4	
本庁地域 福貴浦地区	1	(1) 1	1	(1) 1	2	(2) 2	
計	419	(417) 419	419	(417) 419	1,126	(1,126) 1,126	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。

3 住宅団地及び住宅敷地等の整備

(1) 住宅団地の整備

住宅団地名	住宅団地面積											用地選定の理由	整備前の土地利用状況	
	住宅用地				関連公共施設等用地				公益的施設用地		⑤ 合 計			
	住宅敷地		用① 公 営 住 宅 地	② 面 積 計	道 路	集 会 施 設	広 場	そ の 他	③ 面 積 計	公 益 的 施 設				め④ 住 宅 団 割 地 に 合 占
	区 画 数	面 積												
河北団地	区画 417	m ² 111,275	m ² 111,275	m ² 47,836	m ² 1,676	m ² 8,578	m ² 21,343	m ² 79,433	m ²	%	m ² 190,708	1. 地元の意向を考慮しながら移転戸数の規模が確保できる。 2. 被災地より内陸側に位置し、安全性が確保されており、主要道路からのアクセスが容易である。	農地	
計	区画 417	m ² 111,275	m ² 111,275	m ² 47,836	m ² 1,676	m ² 8,578	m ² 21,343	m ² 79,433	m ²		m ² 190,708			

- (注) 1 住宅用地の「住宅敷地」欄及び「公営住宅用地」欄には、移転促進区域からの移転者に対する住宅敷地、公営住宅用地の別にそれぞれの面積等を記入すること。
- 2 住宅敷地平均面積が330m²を超える場合には、住宅用地の「住宅敷地」欄の上段括弧内に住宅敷地平均面積を330m²とした場合の数値を記入すること。
- 3 公営住宅の一部にしか移転促進区域からの移転者が入居しない場合には、公営住宅用地面積を公営住宅全体戸数に占める当該移転者が入居する戸数で按分して算出した数値を「公営住宅用地」欄の上段括弧内に記入するとともに、住宅用地の「面積計」欄及び公益的施設用地の「住宅団地に占める割合」欄及び「合計」欄についても公営住宅用地面積を上段括弧内の数値とした場合の値をそれぞれの欄の上段括弧内に記入すること。
- 4 関連公共施設等用地のうち「道路」欄には、住宅団地内道路の面積を記入するものとし、取付道路の面積は含まないこと。
- 5 「用地選定の理由」欄には、当該住宅団地の位置が安全性、移転者の生活等の利便性、交通アクセス、造成・維持管理コスト等の観点から他の候補地と比較考量した結果、最適であると判断した理由を記入すること。
- 6 「整備前の土地利用状況」欄には、農地、宅地、山林、公有水面等整備前の土地利用状況を地目により記入すること。
- 7 住宅団地ごとに、土地利用計画図を添付すること。
なお、土地利用計画図には、住宅敷地、公営住宅用地、道路、広場、集会施設用地等についてその配置を表示すること。

(2) 住宅敷地等の整備

住宅団地名	住宅敷地等の数			①住宅敷地 総面積	②住宅敷地 平均面積	備 考
	住宅敷地	公営住宅	計			
河北団地	区画 417	戸	417	m ² 111,275	m ² 267	
計	417		417	111,275		

- (注) 1 住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄には、移転促進区域からの移転者に貸付又は分譲される住宅敷地の区画数を記入すること。
 2 住宅敷地等の数の「公営住宅」欄には、移転促進区域からの移転者が入居する公営住宅の戸数を記入すること。
 3 「住宅敷地総面積」欄には、様式3(1)の住宅用地のうち住宅敷地の「面積」欄の下段の数値を記入すること。
 4 「住宅敷地平均面積」欄には、「住宅敷地総面積」欄の数値を住宅敷地等の数の「住宅敷地」欄の数値で除した数値を記入すること。

(3) 住宅敷地等の整備費用

住宅団地名	面積			④用地取得費	⑤用地取得 単価 =④/①	⑥住宅敷地 造成費	⑦住宅敷地整備費 = (④*②/①) +⑥	⑧関連公共 施設等用地 造成費	⑨関連公共施設用 地等整備費 = (④*③/①) +⑧
	①総面積	②住宅敷地面積 =3(2)①	③関連公共 施設等用地 面積 =3(1)③						
河北団地	m ² 190,708	m ² 111,275	m ² 79,433	千円 667,478	千円 3.5	千円 4,336,900	千円 4,726,363	千円 3,095,896	千円 3,373,911
計	190,708	111,275	79,433	667,478		4,336,900	4,726,363	3,095,896	3,373,911

- (注) 1 面積の「①総面積」欄には、様式3(1)「⑤合計」欄の下段の数値から様式3(1)「①公営住宅用地」欄の下段の数値を差引いた数値を記入すること。
 2 面積の「②住宅敷地面積」欄には、様式3(2)「①住宅敷地総面積」の数値を記入すること。

※用地取得単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動する場合があります。

(4) 住宅敷地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	住宅敷地の区画数			住宅敷地の面積			③住宅敷地整備費 =3(3)⑦ 千円	④分譲地の分譲価格 千円	⑤分譲地の市場価格 千円	⑥住宅敷地の平均面積 =3(2)② m ²	⑦=330/⑥ ※1以上の時は1とする	⑧補助対象経費 =(③-Max(④, ⑤))*⑦ 千円
	貸付地	分譲地	①合計	貸付地	分譲地	②合計						
河北団地	区画 417	区画	区画 417	m ² 111,275	m ²	m ² 111,275	4,726,363			267	1.00000	4,726,363
計	417		417	111,275		111,275	4,726,363					4,726,363

- (注) 1 分譲地の分譲価格及び市場価格の根拠となる資料を添付すること。
 2 ⑦は小数点6桁以降を切り捨てること。

(5) 公益的施設用地の整備

住宅団地名	公益的施設名	施設用地の面積等	用地の分譲・借地の区分及び分譲・借地先	住宅団地に占める割合	備考
河北団地	—	—	—	—	—

- (注) 1 公益的施設用地を借地とする場合は、その理由を備考欄に記入すること。
 2 「住宅団地に占める割合」欄には、様式3(1)の公益的施設用地の「④住宅団地に占める割合」欄の上段括弧の数字を記入し、その割合が住宅団地面積の30%を超える場合には、その理由を備考欄に記入すること。

(6) 公益的施設用地整備に係る補助対象経費

住宅団地名	公益的施設用地の区画数			公益的施設用地の面積			③用地取得費 =3(3)⑤*② 千円	④用地造成費 千円	⑤分譲地の分譲価格 千円	⑥分譲地の市場価格 千円	⑦補助対象経費 =(③+④)-Max(⑤, ⑥) 千円
	貸付地 区画	分譲地 区画	①合計 区画	貸付地 m ²	分譲地 m ²	②合計 m ²					
河北団地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計											

4 移転者の住宅団地における住宅建設等に対する助成措置

助 成 措 置	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
住宅の建設または購入	住宅の建設等を目的として資金を金融機関等から借り入れた者に対し、借入金利子（年率8%を限度とする）を計算し、利子総額4,440千円を限度とした利子相当額を一括して補助する。	千円 1,851,480	戸 417	補助対象経費、対象戸数は限度額いっぱい積算しており、今後変動する可能性がある。
計		1,851,480	417	

5 関連公共施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
河北団地	道路	W=12m L=673m	千円 106,300	千円 106,300
	道路	W=8m L=1,361m	153,900	153,900
	道路	W=6m L=4,837m	460,400	460,400
	歩行者専用道路	W=4m L=191m	11,500	11,500
	飲料水給水施設	給水管 (φ75mm～φ100mm L=7,062m)	293,700	293,700
	集会施設	木造平屋 (300㎡ 2棟)	163,200	163,200
	公園	公園整備 (8,578㎡、植栽、外柵等)	164,600	164,600
	雨水排水		427,100	427,100
	污水排水		366,100	366,100
	その他	防火水槽 (40t 15基)	56,200	56,200
	その他	防災調整池 14,500m ³	301,600	301,600
	計			2,504,600

- (注) 1 「施設内容」欄には、それぞれの施設の規模、構造、数量等を記入すること。
2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

6 移転促進区域内における宅地及び農地の買取り計画及び利用計画

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円		
河北地域 間垣地区	(9,775) 9,775	(2,396) 2,396	※	※ 4,250	※ 4,250		51,726	産業復興と併せ、今後検討を行う。
河北地域 釜谷地区	(32,125) 32,125	(5,616) 5,616		※ 4,430	※ 4,430		167,192	同上
河北地域 長面地区	(45,297) 45,297	(12,633) 12,633		※ 3,650	※ 3,650		211,444	同上
河北地域 尾崎地区	(21,047) 21,047	(2,249) 2,249		※ 3,250	※ 3,250		75,712	同上
雄勝地域 名振地区	(2,037) 2,037	(242) 242		※ 3,450	※ 3,450		7,862	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 船越地区	(7,571) 7,571	(1,320) 1,320		※ 4,000	※ 4,000		35,564	同上

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
雄勝地域 荒地区	㎡ (542) 542	㎡	㎡	円 ※ 2,200	円 ※ 2,200	円	千円 1,192	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 羽坂地区	(744) 744			※ 2,700	※ 2,700		2,008	同上
雄勝地域 桑浜地区	(681) 681			※ 2,700	※ 2,700		1,838	同上
雄勝地域 立浜地区	(879) 879	(597) 597		※ 3,650	※ 3,650		5,387	同上
雄勝地域 大浜地区	(1,501) 1,501	(681) 681		※ 3,500	※ 3,500		7,637	同上
雄勝地域 小島地区	(1,671) 1,671	(379) 379		※ 4,200	※ 4,200		8,610	同上

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円		
雄勝地域 明神地区	(4,330) 4,330	(1,230) 1,230		※ 4,550	※ 4,550		25,298	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 伊勢畑地区	(9,098) 9,098	(3,599) 3,599		※ 6,750	※ 6,750		85,704	同上
雄勝地域 下雄勝地区	(7,873) 7,873	(4,090) 4,090		※ 8,950	※ 8,950		107,068	同上
雄勝地域 上雄勝地区	(8,261) 8,261	(2,806) 2,806		※ 8,550	※ 8,550		94,622	同上
雄勝地域 小淵地区	(4,514) 4,514	(747) 747		※ 7,300	※ 7,300		38,405	同上
雄勝地域 味噌作地区	(9,727) 9,727	(532) 532		※ 7,200	※ 7,200		73,864	同上

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
雄勝地域 折下地区	㎡ (867) 867	㎡ (356) 356	㎡	円 ※ 7,200	円 ※ 7,200	円	千円 8,805	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
雄勝地域 寺地区	(4,287) 4,287	(337) 337		※ 7,100	※ 7,100		32,830	同上
雄勝地域 船戸地区	(3,211) 3,211	(1,679) 1,679		※ 7,100	※ 7,100		34,719	同上
雄勝地域 唐桑地区	(1,485) 1,485	(129) 129		※ 4,300	※ 4,300		6,940	同上
雄勝地域 水浜地区	(4,150) 4,150	(1,071) 1,071		※ 4,550	※ 4,550		23,755	同上
雄勝地域 分浜地区	(2,905) 2,905	(395) 395		※ 4,050	※ 4,050		13,365	同上

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
雄勝地域 波板地区	㎡ (170) 170	㎡	㎡	円 ※ 2,550	円 ※ 2,550	円	千円 433	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 大室地区	(1,429) 1,429			※ 3,500	※ 3,500		5,001	同上
北上地域 小室地区	(1,109) 1,109			※ 3,300	※ 3,300		3,659	同上
北上地域 白浜地区	(612) 612			※ 4,050	※ 4,050		2,478	同上
北上地域 立神地区	(1,233) 1,233			※ 3,850	※ 3,850		4,747	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 月浜地区	(1,298) 1,298			※ 5,450	※ 5,450		7,074	同上

移転促進区域名	宅地等買取面積			買取単価（1㎡当り）			買収費	買取地の土地利用
	宅地		農地	宅地		農地		
	住宅用地	その他		住宅用地	その他			
	㎡	㎡	㎡	円	円	円	千円	
北上地域 追波地区	(2,408) 2,408			※ 4,030	※ 4,030		9,704	産業復興と併せ、今後検討を行う。
北上地域 釜谷崎地区	(1,784) 1,784			※ 4,050	※ 4,050		7,225	同上
北上地域 二丁谷地地区	(989) 989			※ 4,350	※ 4,350		4,302	同上
北上地域 橋浦大須・行人前地区	(2,214) 2,214			※ 4,050	※ 4,050		8,966	同上
本庁地域 福貴浦地区	(357) 357	(154) 154		※ 2,300	※ 2,300		1,175	漁港港湾管理者と協議し共同作業所等として活用。また、産業復興と併せ、今後検討を行う。
計	(198,181) 198,181	(43,238) 43,238					1,176,311	

(注)

※ 買取単価については、鑑定評価が未着手であるため、今後精査した結果変動する場合があります。
現時点の単価は、各地区におけるH24.10.1時点の不動産鑑定評価の平均値を適用。

7 移転促進区域内における建築制限その他土地利用の規制

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
河北地域 間垣地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示は 平成24年12月1日)	
河北地域 釜谷地区	同上	同上	
河北地域 長面地区	同上	同上	
河北地域 尾崎地区	同上	同上	
雄勝地域 名振地区	同上	同上	
雄勝地域 船越地区	同上	同上	
雄勝地域 荒地区	同上	同上	
雄勝地域 羽坂地区	同上	同上	

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 桑浜地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示は 平成24年12月1日)	
雄勝地域 立浜地区	同上	同上	
雄勝地域 大浜地区	同上	同上	
雄勝地域 小島地区	同上	同上	
雄勝地域 明神地区	同上	同上	
雄勝地域 伊勢畑地区	同上	同上	
雄勝地域 下雄勝地区	同上	同上	
雄勝地域 上雄勝地区	同上	同上	

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 小湊地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示は 平成24年12月1日)	
雄勝地域 味噌作地区	同上	同上	
雄勝地域 折下地区	同上	同上	
雄勝地域 寺地区	同上	同上	
雄勝地域 船戸地区	同上	同上	
雄勝地域 唐桑地区	同上	同上	
雄勝地域 水浜地区	同上	同上	
雄勝地域 分浜地区	同上	同上	

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
雄勝地域 波板地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示は 平成24年12月1日)	
北上地域 大室地区	同上	同上	
北上地域 小室地区	同上	同上	
北上地域 白浜地区	同上	同上	
北上地域 立神地区	同上	同上	
北上地域 月浜地区	同上	同上	
北上地域 追波地区	同上	同上	
北上地域 釜谷崎地区	同上	同上	

移転促進区域名	建築制限の態様	条例施行月日	備 考
北上地域 二丁谷地地区	建築基準法第39条第1項に基づく災害危険区域に指定する。 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	平成23年12月26日施行 (区域の告示は 平成24年12月1日)	
北上地域 橋浦大須・行人前地区	同上	同上	
本庁地域 福貴浦地区	同上	同上	

- (注) 1 「建築制限の態様」欄には、移転促進区域内における建築物の建築禁止その他建築物の建築に関する制限の態様を記載すること。
- 2 既に当該移転促進区域に係る条例が制定されている場合には、その条例を添付すること。
- 3 条例が未制定の場合で、条例制定の予定がある場合は、その施行予定月日を「条例施行月日」欄に施行予定とし記載するとともに、条例案その他内容の把握できるものを添付すること。

8 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備その他移転者の生活確保

(1) 農林水産業に係る生産基盤の整備及び近代化施設の整備

住宅団地名	施設名	施設内容	工事費	補助対象経費
河北団地	—	—	— 千円	— 千円
計				

- (注) 1 「施設内容」欄には、施設の規模、構造、数量等を記入すること。
 2 土地利用計画図(3(1)の(注)7)に各施設の設置箇所を明示すること。

(2) その他の事項

住宅団地名	その他の事項	備考
河北団地	—	—

- (注) 1 移転者の生活確保等について、必要に応じて記入すること。

9 移転者の住居の移転に対する補助

区 分	助 成 内 容	補助対象経費	対象戸数	備 考
動産移転料等実費相当	<ul style="list-style-type: none"> ・動産移転料 ・移転雑費 ・事業実施に伴い仮住居等を要する場合の費用等 実費相当額を補助（但し、78万円を限度とする） 	千円 326,820	戸 419	補助対象経費、対象戸数は 限度額いっぱい積算して おり、今後変動する可能性 がある。
計		326,820	419	

(注) 1 住居の移転に対する助成の基準を地方公共団体において定めている場合は、その要綱等を添付すること。

10 集団移転促進事業の実施に必要な経費および資金計画

(1) 総括表

事業の種類	事業名	事業内容	事業年度	特例の必要の有無	総事業費	左の財源内訳						備考
						補助限度額	補助対象経費	国庫支出金	都道府県支出金	一般財源	その他	
住宅団地用地取得及び造成	住宅団地用地取得	用地取得	24-25		千円 667,478	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	住宅団地用地造成	伐採、切土等	25-28		7,432,796							
	小計				8,100,274	10,948,251	8,100,274	7,087,739		1,012,535		
住宅建設等助成	移転先住宅建設等助成	利子補給	28		1,851,480	1,851,480	1,851,480	1,620,045		231,435		
公共施設整備	公共施設整備	道路、給水施設等	25-28	○	2,504,600	1,493,277	2,504,600	2,191,525		313,075		※
宅地及び農地の買取り	宅地、農地の買取り		28		1,176,311		1,176,311	1,029,272		147,039		
農林水産業基盤等整備	共同作業所等整備											
移転費助成	移転費助成	移転費用	28		326,820	326,820	326,820	285,967		40,853		
合計					13,959,485		13,959,485	12,214,548		1,744,937		

- (注) 1 住宅団地用地の取得及び造成費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、様式10(2)住宅団地候補地の比較表に必要事項を記入し添付すること。
 2 公共施設整備費が補助基本額を超える場合には、「特例の必要の有無」欄に○を付し、その理由を備考欄に記入すること。

※ 移転先は農地であり、新たな住宅団地を整備する必要性から造成費及び公共施設整備費が高くなっている。

(2) 住宅団地候補地の比較表

住宅団地候補地	地目	買収単価 (1㎡当たり)	経済性	利便性	安全性	用地取得の 容易性	総合評価	備 考
—	—	円 —	—	—	—	—	—	—
計								

- (注)
- 1 評価項目について○、△、×で評価すること。
 - 2 評価項目については必要に応じて適時追加及び変更しても構わない。
 - 3 1つの住宅団地候補地だけでなく、比較した全ての住宅団地候補地について記入すること。
 - 4 経済性については、買収単価、造成費などの住宅団地の整備費用を評価すること。
 - 5 用地取得の容易性については地権者の数、地権者の事業への理解度などを勘案して評価すること。
 - 6 移転促進区域及び住宅団地候補地の位置の分かる資料を添付すること。

(3) 年度別計画

事業の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
住宅団地用地取得及び造成	(333,739) 292,021	(2,191,938) 1,917,946	(1,858,199) 1,625,924	(1,858,199) 1,625,924	(1,858,199) 1,625,924	(8,100,274) 7,087,739
住宅建設等助成					(1,851,480) 1,620,045	(1,851,480) 1,620,045
公共施設整備		(626,150) 547,881	(626,150) 547,881	(626,150) 547,881	(626,150) 547,882	(2,504,600) 2,191,525
宅地及び農地の買取り					(1,176,311) 1,029,272	(1,176,311) 1,029,272
農林水産業基盤等整備						
移転費助成					(326,820) 285,967	(326,820) 285,967
合計	(333,739) 292,021	(2,818,088) 2,465,827	(2,484,349) 2,173,805	(2,484,349) 2,173,805	(5,838,960) 5,109,090	(13,959,485) 12,214,548

(注) 1 それぞれの年度ごとに上段括弧内には総事業費、下段には補助額（復興交付金交付額）を記入すること。